



自筆証書遺言について

近年亡くなった方の財産の分け方について、相続人間で折り合いがつかず、トラブルに発展するケースが増えています。そんな時には、予め遺言書を作成し、財産の遺し方を指定しておくことで、相続人間の争いを回避することが有効です。特に自筆証書遺言は費用もかからず作成できますが、形式を守らないと不備で無効となってしまうため注意が必要です。今回は円満な相続に備えるための遺言書について触れ、中でも自筆証書遺言を作成する上での注意点について取り上げてみたいと思います。

1. 遺言・遺言書とは

(1) 定義

そもそも遺言とは、被相続人(亡くなった方)が生前に「自分の財産を、誰に、何をどれだけ遺すのか」についての意思表示をするもので、それを書面に残したものが遺言書です。特に遺言については民法が求める一定の形式に従って作成される必要があり、その形式に従った書面を遺言書として取り扱うものとされています。

(2) 遺言書の種類について

- ① **自筆証書遺言**: 遺言者が自書した遺言書。遺言の全文と、日付、氏名を自分の手で書いて印鑑を押印。
- ② **公正証書遺言**: 公正証書による遺言で、公証人が作成する。
- ③ **秘密証書遺言**: 遺言内容を秘密にしたままで、自筆以外でも作成可能な遺言書。
但し、自筆による署名は必要。

2. 「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の比較

上記遺言書の種類のうち、特に利用される自筆証書遺言と公正証書遺言のそれぞれの特徴は以下の通りです。

【表】自筆証書遺言と公正証書遺言の比較

種 類	自筆証書遺言(民法968条)	公正証書遺言(民法969条)
作 成 費 用	基本的にかからない	財産額や財産を遺したい人数によって異なる。費用を要する。
作 成 者	本人	公証人
保 管 方 法	基本的には自身で保管。 法務局保管※ ¹ も可能	公証役場
遺 言 書 の 検 認	基本的に必要。 法務局保管の場合は不要。	不要
形式不備のリスク	高い(形式不備につき無効になる恐れ)	ほぼなし(公証人が確認するため)
紛失・改ざんリスク	高い(自己保管の場合)	なし

※¹ 法務局保管:「遺言書の法務局保管」は、2020年7月からスタートした制度で、自筆証書遺言を法務局に預けて安全に保管してもらえる制度です。自筆証書遺言は死後に「検認」手続きが必要ですが、保管制度利用により不要になります。法務局保管となることから、紛失、改ざん、隠匿のリスクを防ぐことができます。しかしながら法的な有効性は確認されず、また遺言者が死亡しても相続人に通知されない点については留意が必要です。(ただし、死亡通知人を指定すれば通知は可能。)

3. 自筆証書遺言を作成するために満たすべき要件・書き方について

(1)遺言者本人が自筆で全文を記載する(※財産目録以外)

第三者による不正や偽造を防ぐために財産目録以外の部分は自筆で作成することになっています。財産目録はパソコンや代筆で作成できますが、自筆以外の財産目録を添付する場合は、その全てのページに署名押印をしなければなりません。

(2)作成した日付を自筆で記載する

複数の遺言書が残っていた場合、日付が新しいものが有効になるため、具体的な日付の記入が必須となります。「吉日」等では不備になってしまうため注意しましょう。

(3)氏名を自筆で記載し、押印する

戸籍上の氏名を自筆で正確に記載し、押印します。より正確に人物を特定するために、氏名の後に住所の記載や、印鑑は実印を使用することが望ましいとされます。

(4)訂正には印を押し、欄外にどこを訂正したかを書いて署名する

訂正の方法にも決まりがあり、それに従った方法で行う必要があります(民法968条3項)。訂正方法が正しくないと、その部分が無効になる可能性があります。



4. 自筆証書遺言の注意点について

(1)財産・配分内容はできるだけ具体的に記載する

「長男に全て任せる」などのあいまいな表現では、相続人間でトラブルになる可能性があります。誰に、どの財産を、どのように遺すかを明確に記載することが重要です。例えば、土地や建物は所在地(地番・家屋番号等)や面積、金融資産についてはどの金融機関と取引があるか等も記載しておくで安心です。

(2)紛失や改ざんされると遺言の実現に支障が生じる

遺言書を作成しても見つけてもらえなかった場合は、せっかく書いた遺言書が無駄になってしまうこともあります。また改ざんされると、遺言者の思う通りに財産を遺せなくなります。

(3)認知能力があるうちに作成する

自筆に限らず遺言書は、作成時に「遺言能力」がなければ無効になります。認知機能が低下している方や、周囲の状況や自分の財産について正しく理解できない状態で書いた遺言書は、無効になるおそれがあります。

(4)相続手続きが円滑に進まない場合がある

遺言書では遺言を執行^{※1}する方を予め指定しておくことができます。その方が先に亡くなっている場合や、遺言者と年齢の近い兄弟や配偶者が遺言執行者に指定されている場合、遺言の執行が困難になってしまうこともあります。

※1 執行:遺言書の内容を実現するための必要な手続きのことで、具体的には相続人への遺言内容の通知、財産の名義変更手続き、財産の分配等を行います。遺言執行者とはそれらの手続きを行う者のことです。



5. まずは専門スタッフにご相談を

上記のように自筆遺言を作成していても形式不備や内容によって、せっかく準備した遺言書が有効にならないケースもあります。足利銀行では、専門のスタッフが相続対策やご資産の承継に関して、幅広くご相談を承っております。ぜひお近くのブロック個人営業部にご相談ください。

以上

